

## 地域を守る事業者維持・育成入札試行要領

### (目的)

**第1条** この要領は、建設投資や担い手の減少により、過疎地域や中山間地域における建設企業の存続が困難な状況になることが懸念されることから、これらの地域で活躍する建設企業が、技術と経営に優れた永続的な経営体(ビジネス経営体)として存続、発展できるよう支援するため、静岡県経済産業部、交通基盤部が試行する入札に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

**第2条** この入札は、静岡県経済産業部、交通基盤部が所管する工事のうち、別表1に掲げる過疎地域で施工される土木一式工事を発注しようとする場合に適用する。

### (入札に参加する者に必要な資格)

**第3条** この入札に参加する者に必要な資格は、次の全ての要件を満たすこととする。

- (1) 静岡県の建設工事入札参加資格のうち土木一式工事の認定を受け、かつ総合点数がC等級の最下点以上である者
- (2) 別表1に掲げる地域に主たる営業所を有する法人

### (入札方式等)

**第4条** この入札は、次により行うものとする。

- (1) 制限付き一般競争入札により行い、入札参加資格については、参加想定業者数を概ね10者以上とする。
- (2) 入札公告においては、第3条に該当する者を対象とする入札であることを明記する。

### (その他)

**第5条** この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

#### 別表1

伊豆地域	下田市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町
東部地域	沼津市のうち旧戸田村、伊豆市のうち旧土肥町
中部地域	島田市のうち旧川根町、川根本町
西部地域	浜松市天竜区のうち旧春野町、旧龍山村、旧佐久間町、旧水窪町

#### 附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成28年10月21日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。